

令和8年度飲食店等 SNS マーケティング促進事業業務委託仕様書

1 目的

消費者が飲食店などのサービス利用前にインターネット上で情報収集することが一般化しており、特に SNS での事業者の発信内容が、来店判断の重要な要素となっている。そのため、SNS を活用した積極的な情報発信を行わない事業者は、競争力を失い来店や購買機会の損失につながるおそれがある。

本業務では、サービス産業（飲食業、小売業、宿泊業等）の事業者を対象に、Instagram などの SNS を活用した情報発信スキルを習得するためのスクールを開催するとともに、個別の伴走支援を提供する。スクールでは、各 SNS の特性を活かした効果的な情報発信手法や、生成 AI を活用した情報発信の事例について学び、事業者が適時・継続的に情報発信を行えるようになることを目的とする。

2 契約主体

大分県

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 委託業務の内容

本業務は、県内3地域でのスクール開催を予定している。また、受講者がスクール内容を理解しやすくなるよう、スクールにおいて地域の高校生によるサポートを実施する。

加えて、受講後の課題解決と実践的な運用を支援するため、事業者に対する伴走支援を実施する。

なお、開催地域及び参加高校については県が指定するものとする。

(1) スクールの開催（3回×3地域、2時間程度/回）

事業者が適時・継続的な情報発信を行えるようになることを目的とし、SNS での効果的な情報発信手法と、生成 AI の情報発信における活用法を学ぶ全3回の実践的な事業者向けスクールを開催すること。

なお、全3回のスクールのうち1回において地域の高校生による受講者サポート体制を組み込むこと。

各回の内容は、以下を例とする。具体的なカリキュラムと、スクールで活用する SNS プラットフォーム及び生成 AI ツールは提案すること。

①基 礎：SNS や生成 AI の基礎知識や操作方法、SNS の特性を活かした情報発信の事例紹介などを行い、基本的な知識の習得を目指す。

②実践：SNS アカウントの設定、生成 AI ツールを活用した投稿内容の企画・作成等を行い、効果的な情報発信を実践する。

③応用：SNS 運用データの分析方法を学び、継続的な情報発信の質の向上を目指す。

ア 概要

- ・対象者 サービス産業（飲食業、小売業、宿泊業等）の事業者
- ・受講人数 1回あたり10～15事業者（店舗）程度
- ・受講形式 全3回の連続受講又は単発受講
- ・方法 オフライン開催

イ 業務内容

a スクールの開催に関すること

- ・参加者の募集に関すること
(チラシ、SNS、ホームページ等の手段を活用し、参加者の確保に努めること)
- ・参加事業者（受講者）、協力高校との各種調整に関すること
- ・カリキュラムの設定に関すること
- ・開催日の設定に関すること
- ・講師の選定、依頼、調整に関すること
- ・会場の調整、準備、後片付けに関すること
- ・使用する機器（モバイル通信端末（Wi-Fi）、SNS の利用可能な端末を持たない受講者用の予備端末を含む）の準備、後片付けに関すること
- ・当日の投影・配布テキストの作成に関すること
- ・当日の受付に関すること
- ・受講者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること
- ・参加生徒の交通費等必要経費の精算に関すること
- ・その他スクールの運営に必要なこと

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・カリキュラムの設定にあたっては、事業の目的に沿ったものとし、身近な事例を紹介するなど、受講者が内容を理解できるよう工夫し、県と協議し決定すること。
- ・講師の選定にあたっては、メインの講師のほか、受講者が円滑に受講できるよう、また受講者のサポートを行う生徒をフォローできるようスタッフを必要人数配置することとし、県と協議し決定すること。
- ・日程の調整にあたっては、受講者、協力高校に配慮し、県と協議し決定すること。
- ・会場の選定にあたっては、作業・通信環境や受講者、参加生徒の交通手段に配慮し、県と協議し決定すること。

(2) 生徒向け講座開催（1回×3校、2時間程度/回）

スクールにおいて受講者のサポートを生徒に依頼するにあたり、SNS マーケティングや生成 AI の基礎知識、効果的な情報発信のコツなどをテーマに、受講者をサポートするために必要な考え方やノウハウを身につける生徒向け講座を各協力高校にてスクール参加前に開催すること。

ア 概要

- ・対象者 スクールでの実践をサポートする県内高校生
- ・受講人数 1校あたり生徒数10～15名
- ・方法 オフライン開催

イ 業務内容

a 生徒向け講座の開催に関すること

- ・開催日の設定に関すること
- ・会場の調整、準備、後片付けに関すること
- ・機器（Wi-Fi 等）の準備、後片付けに関すること
- ・テキストの作成に関すること
- ・生徒へのアンケート作成・収集・分析等に関すること
- ・生徒のフォローに関すること
- ・その他講座の運営に必要なこと

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・講座内容は、身近な事例を紹介するなど生徒がスクールの内容について理解し、事業者をサポートするためのノウハウを習得できるよう工夫し、県と協議し決定すること。
- ・日程の調整にあたっては、協力高校に配慮し、県と協議し決定すること。

(3) 個別伴走支援

(1) の受講者のうち、希望者に対して伴走支援を実施し、SNS 運用の課題解決などのフォローアップを行うこと。

ア 概要

- ・対象者 (1) の受講者のうち希望する事業者
- ・対象人数 1地域あたり最大5事業者
- ・実施回数 1事業者あたり最大2回

イ 業務内容

- ・ 伴走支援対象事業者の募集に関すること
- ・ 対象事業者の支援計画に関すること
- ・ 対象事業者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること

ウ 実施にあたっての留意事項

- ・ 対象事業者に対しヒアリングを行い、支援課題・要望を把握した上で、支援計画を策定すること。
- ・ 支援内容は、各対象事業者の課題や要望に対する適切で実践的なフォローアップとなるよう工夫すること。
- ・ 3回以上の伴走支援を希望する事業者に対して、他事業を活用した支援を促すなど、フォローアップに努めること。
- ・ 伴走支援終了後、対象事業者に対してアンケートを収集し、支援の課題と改善状況を把握できるようデータを集計・分析すること。

(4) (1)～(3)に付随する業務

- ア 委託業務にかかる経理に関すること。
- イ 委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ウ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県が指示すること。
- エ その他、事業の運営に関して必要なこと。

(5) 報告書の作成

業務終了後、委託期間内に上記(1)～(4)の実績をまとめた報告書を作成すること。報告にあたっては、参加者からのアンケート結果等を踏まえ、今後の課題や改善点等をまとめ、県に提案すること。

5 付記事項

(1) 権利義務等の譲渡等

県はこの契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

6 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む。）は、県

に無償で譲渡するものとする。

- (2) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、任意に公表できるものとする。
- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

7 貸与資料

県が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は県の指示に従い、借用書を県に提出の上資料の貸与を受けるとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を県に返却しなければならない。

8 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、県の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。県から貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

9 補則

本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定するものとする。